当翻訳は，法務省入国管理局による仮訳であり，正確には原文に当たってください。
また，今後当仮訳は精査の上，変更されることがあり得ることにご留意ください。

Australian Government
Department of Foreign Affairs and Trade

DFAT COUNTRY INFORMATION REPORT VIETNAM

21 June 2017

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

目次

略語

1. 目的およびねらい
2. 背景情報
    近現代史
    人口動態
    経済概況
    政治システム
    人権の枠組み
    治安状況
3. 難民条約に基づく申立て
    民族／国籍
    宗教
    政治的意見（実際のまたは帰属された）
    関心対象となる集団
4. 補完的保護の申立て
    恣意的な人命剥奪
    死刑
    拷問
    残虐な、非人道的な又は品位を傷つける処遇又は刑罰
5. その他の考慮事項
    国家の保護
    国内移動
    帰国者の処遇
    書類手続

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

略語

AIDS	Acquired Immune Deficiency Syndrome
ART	Antiretroviral Therapy
ASEAN	Association of Southeast Asian Nations
CEDAW	Convention on the Elimination of Discrimination against Women
CPA	Committee for Religious Affairs
CPI	Corruption Perceptions Index
CPJ	Committee to Protect Journalists
CPV	Communist Party of Vietnam
FIDH	International Federation for Human Rights
HDI	Human Development Index
HIV	Human Immunodeficiency Virus
ICCPR	International Covenant on Civil and Political Rights
ILO	International Labour Organization
LGBTI	Lesbian, Gay, Bisexual, Transgender and Intersex
MIC	Ministry of Information and Communications
MOF	Ministry of Finance
MOJ	Ministry of Justice
MOLISA	Ministry of Labor, Invalids, and Social Affairs
MPS	Ministry
NGO	Non-Government Organisation
PLWHIV	People Living With HIV
PWID	People Who Inject Drugs
SPC	Supreme People’s Court
SPP	Supreme People’s Procuracy
UNAIDS	United Nations Programme on HIV/AIDS
UNODC	UN Office on Drugs and Crime

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

1. 目的とねらい

1.1　この国情報告書は、外務貿易省（DFAT）が保護状況を決定することのみを目的として作成したものです。この報告書は作成時点における DFAT の最善の判断と評価を提供していますが，ベトナムに関するオーストラリア政府の方針とは異なります。

1.2　この報告書は、包括的な国の概要ではなく一般的なものを提供しています。これは，現在の取り扱い事案を評価するためにオーストラリアにおける意思決定者に提供され、保護ビザの個別申請を参照することなく作成されています。この報告書には、意思決定者のための政策ガイダンスは含まれていません。

1.3　1958 年移民法 499 条に基づく 2013 年 6 月 21 日の閣僚級指針第 56 号は、以下のとおり述べています。

> 外務貿易省が保護状態決定プロセスのために明示的に国家情報評価を作成し、意思決定者がその評価を利用可能である場合、 意思決定者は、その決定を行う際にその評価を考慮する必要がある。 しかし、意思決定者は、国家情報に関する他の関連情報を検討することを妨げられているわけではない。

1.4　この報告書は、ベトナムにおける DFAT の現場の知識と様々な情報源の考察に基づいています。この報告は，　さまざまな国連関連機関，US Department of State，UK Border Agency，the European Commission，the World Bank そして the International Organization for Migration などの信頼できる関連公開情報を考慮しています。 DFAT は Human Rights Watch 等の人権団体，Transparency International，International Crisis Group 等の国際 NGO，ベトナム国内の NGO，そして報道機関に相談をしました。DFAT が報告書または主張の特定の出所を参照していない場合、これは出所を保護するためのものである可能性があります。

1.5 この更新された国別情報レポートは、2015 年 8 月 31 日に発行された以前のベトナムに関する DFAT レポートに代わるものです。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2. 背景情報

近現代史

2.1　ベトナムは、1956 年にインドシナの仏軍最高司令部が解散された際に正式に独立した。仏軍はその 2 年前に、ベトナム独立運動を主導したベトナム独立連盟（League for the Independence of Vietnam（Việt Minh）に重要な戦闘で敗れたときから既に撤退プロセスを開始していた。1954 年のジュネーブ協定で同国は、ベトナム共和国（Republic of Vietnam、南ベトナム）とベトナム民主共和国（Democratic Republic of Vietnam、北ベトナム）という 2 つの国に分割された。両共和国間では紛争が数十年も続き、次第に激しさを増した後に所謂ベトナム戦争（Vietnam War（米国戦争（又は American War）や第二次インドシナ戦争（Second Indochina War）とも呼ばれる）が起こった。この戦争は 1975 年 4 月、共産軍が現在ではホーチミン市が正式名とされるサイゴンの大統領官邸を占領したときに終戦を迎えた。第三次インドシナ戦争は、ベトナム軍がクメール・ルージュ（Khmer Rouge）政権に対抗するためにカンボジアに侵入した 1978 年に始まった。翌年、中国がベトナム北部の複数の省を攻撃し、それが 1980 年代にボート・ピープルと呼ばれた華人のベトナムからの大量流出につながった。

2.2　1986 年、長期の経済不況の後に、ベトナムは経済成長促進を目的にドイモイ（Đổi Mới）として知られる改革を次々に行い、同国への海外投資に扉を開いた。1994 年に米国は 30 年間つづいた輸出禁止措置を解除し、翌年、ベトナムは東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations, ASEAN）に正式加盟した。

2.3　2007 年以降、主にソーシャルメディアとインターネットフォーラムで政治問題を促進・議論し、発言と組織化を強める市民社会が形成されている。これに対し、政府は 2008 年にメディア抑圧を強め、複数のジャーナリストとブロガー、民主活動家の逮捕や起訴に至っている。インターネットサービスの提供・使用とオンライン情報を統制し、政治的異議の申立と共有を違法とするため、2013 年に政令 72 号（Decree 72）が導入された。

2.4　南シナ海問題（South China Sea dispute）は中越間のみならず、フィリピンやマレーシア、台湾、ブルネイとの間でも（度合いは異なるが）未だにセンシティブな問題である。いずれもこの地域の様々に重なり合うエリアを巡り、漁業水域に対する権利、原油や天然ガスの探査、先々の重要航路の支配も含めて主張している。ベトナムの主張水域に中国が油田掘削装置を設置したことを受けて大規模な抗議行動が 2014 年にあり、2015 年と 2016 年にも散発的に発生した。抗議行動は主に中国が狙いだったが、中には南シナ海問題に関する政府の対応やその不作為に対するメッセージが潜むケースもあった。

人口動態

2.5　国連経済社会局（UN Department of Economic and Social Affairs）はベトナムの人口を 9,340 万人（女性 4,720 万人、男性 4,620 万人）と推定している。約

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2,900 万人（人口の約 30%）が都市部に居住する。人口は年 1%前後の増加基調だが都市部と農村部で顕著な違いがあり、都市部では年 3.1%増加する一方で農村部の人口は 6,000 万人程度で停滞している。ハノイは推定で 690 万、ホーチミン市は 780 万の人口を抱える。

2.6　ベトナムには合計 54 の民族があり、多数派の“ベト（Viet）族又はキン（Kinh）族”は人口の約 86%にあたる。ベトナム語は公用語であり、人口の 90%が使用する。僻地では、少数民族はテイ語（Tay）、 モン語（Hmong）、タイ語（Thai）クメール語（Khmer）を含む十数の異なる言語を持つ点で区別される。11 の少数民族（テイ族（Tay）、タイ族（Thai）、ヌン族（Nung）、モン族、ムオン族（Muong）、チャム族（Cham）、クメール族（Khmer）、コホール族（Kohor）、エデ族（Ede）,、バナール族（Bahnar）、ジャライ族（Jarai）を含むがこれらに限られない）は独自の書記体系を持つ。僻地の少数民族コミュニティの多数は公的サービスの運営範囲外ではキン族との交流が少なく、ベトナム語を話さないことが多い。少数民族の若い世代は公立学校制度の中で教育を受け、ベトナム語を話す割合が増えている。

2.7　官庁統計によると、人口の 27%にあたる約 2,400 万人が特定の宗教又はベトナムでの信仰を持つが、この統計には自らの信仰を正式に申請していない人々が含まれていない。

ベトナムの宗教委員会（Committee for Religious Affairs, CRA）は、厳格に実行されていないが人口の半数以上が大乗仏教を信仰しているとしている。他の宗教としては、少数民族のクメール族の間で小乗仏教（全人口の 1.2%）、ローマカトリック教（7%）、カオダイ教（2.5～4%）、ホアハオ教（1.5～3%）、新教（1～2%）がある。イスラム教、バハーイ教、ヒンドゥー教、末日聖徒イエスキリスト教会（Church of Jesus Christ of Latter Day Saints（モルモン教））は人口の 2%にも満たない。ベトナムの政府職員は信仰の明言が禁じられている。

経済概況

2.8　世界銀行はベトナムを「発展のサクセスストーリー」と評した。1986 年に始まった経済改革（ドイモイ又は刷新として知られる）は、当時世界最貧国だった同国を 25 年かけて中低所得国に変容させた。一人当たり GDP は世界最速の成長を見せ、一人当たり所得は 1990 年代初頭の 100 米ドルから 2015 年年末には約 2,100 米ドルまで上昇した。

2.9　国全体の貧困率は 1990 年代初頭の 58%から 2014 年には 13.5%と大幅に低下したものの、少数民族の地域では未だに 50%を超えている。農村人口は生産性の低下やその他の経済的脆弱性のために貧困に陥りやすい状況にある。土地取得と製造や鉱業生産に関して繰り返される環境的影響や政府の決定は農村人口の方に影響が出やすい。

2.10　国連による最新の人間開発指数（Human Development Index、HDI）でベトナムは 188 カ国中 115 位とされている。トランスペアレンシー・ インターナショナル（Transparency International）による 2016 年の腐敗認識指数（Corruption

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

Perceptions Index、CPI）ではベトナムは 176 カ国中 113 位、一方、カンボジアは 156 位、ラオスは 123 位、タイは 101 位、中国は 79 位である。

健康

2.11　政府は都市部、農村部ともに、全国民に基本的な医療サービスへのアクセスを提供している（以下、図 1 を参照）。また、農村部の居住者向けには都市部の専門家へのアクセスも用意されている。医療施設への資金拠出は、特定地域に登録される住民の人数（世帯登録を参照）に応じて決まる。但し、全国的により発展的な成果を確保するため、政府は農村部と僻地のコミュニティ向けの医療支出を増やす施策を取っている。ベトナムの平均寿命は、男性が 71 歳、女性が 80 歳である。2014 年の乳児死亡率は、1,000 出産当たりで全世界平均の死亡数が 32、豪州は 6.5 のところ、ベトナムは 17.8 となっている。

2.12　ベトナムで HIV/AIDS は今も大きな汚名を伴っている。ベトナム HIV 陽性者ネットワーク（Vietnam Network of People Living with HIV, VNP+）が国連合同エイズ計画（UNAIDS）の支援を受けて行った HIV スティグマ・インデックス（People Living with HIV Stigma Index）によると、回答した 1,645 名に対する差別は 2011 年の結果に比べ、2014 年にはわずかに減少していた。しかし、HIV と共に生きる人たち（people living with HIV, PLHIV)、特に女性の性労働者や HIV に感染した他の女性、ドラッグを注射で使用する人たち（people who inject drugs, PWID）に対しては強い社会的差別がある。ベトナムでは抗レトロウィルス療法（antiretroviral therapy, ART）も日和見感染（opportunistic infections, OI）に対する治療も利用できる。しかし、ART の無償提供は海外からの寄付で大半が賄われており、ベトナムの国民健康保険で ART は提供されていない。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

図 1：ベトナムの医療システム

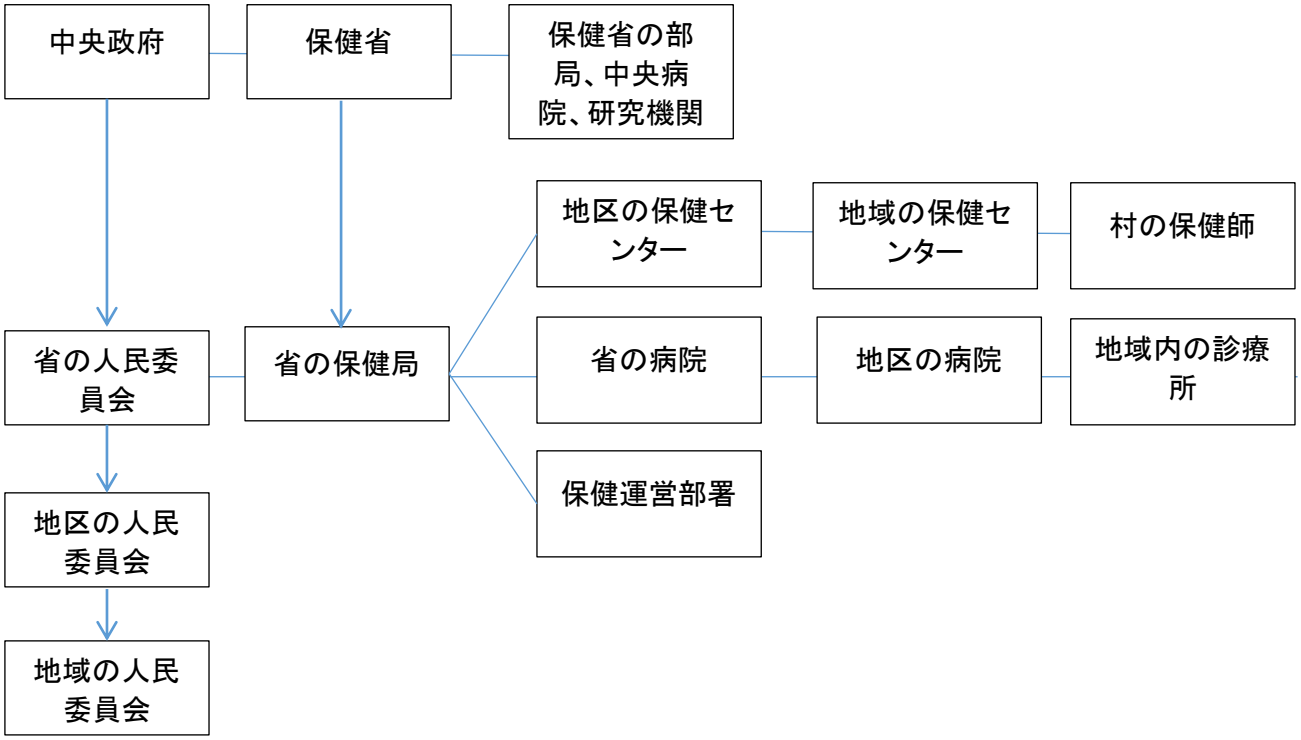

教育

2.13　ベトナムでは教育は 14 歳までの全員に義務付けられ、理論的には無償（教科書や制服などに対する料金はある）である。教育システムは 5 段階で、幼児教育（保育所と幼稚園、3～5 才が対象）と、一般教育（小学校の 1～5 年、中学校の 6～9 年、高校の 10～12 年）、職業訓練、大学教育、生涯教育で構成される。職業訓練又は技術訓練は高校教育に代わる選択肢として提供されることもある。

2.14　UNICEF によると、現在では児童の 95.5%が適切な年齢で小学校に入学するものの、卒業するのはわずか 88.2%とのことである。ベトナムの一般統計局（General Statistics Office）は、5～18 歳の学生の 15.5%が早期に退学するとしている。家族は教科書や制服、学校の維持サービスなど様々な学費の支払いを求められる。そのような料金を払えない多くの家庭にとって、学校は結果的に高嶺の花となっている。政府の補助金プログラムの下で少数民族出身の学生は学費を免除されているが、当局が常に学費免除を実施するとは限らない。少数民族の児童にとって施設へのアクセスも大きな問題である。最寄りの学校まで 10km 以上も歩かなければならない生徒も多い。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

雇用

2.15　雇用と職業に関し、性別や民族、障害、社会的階層、婚姻状況、宗教及び HIV/AIDS 陽性状況に基づく差別は法律で禁止されている。法律では障害者雇用も推進され、促されているが、実際には社会的及び態度による壁が様々な度合いで存在する。

2.16　ベトナムの労働者全体の約 44%が農業に従事しているが、この割合は約 70%だった 1996 年から徐々に低下している。製造などの産業セクターの雇用割合は 21%と 1996 年からほぼ倍増した。

2.17　ベトナムは 2017 年 1 月 1 日付で新たな最低賃金制度を導入した。地域の最低賃金は 4 つ設けられ、月次で 2.58 万～3.76 万越ドン（153～224 豪ドル）の幅がある。執筆時点では導入の範囲は不明である。違法労働に対する罰金は存在するが、研修検査官の人手不足と資金不足により常に執行されている訳ではない。国際労働機関（International Labour Organization, ILO）では、雇用全体の約 82%が非正規の（又は保護されない）労働者と推定している。ベトナムには独立した労働組合がない。

政治システム

2.18　ベトナムは世界に残された数少ない共産主義独裁国家である。憲法の第 4 条でベトナム共産党（Communist Party of Vietnam, CPV）がベトナム唯一の合法的な政党であることが規定されている。CPV の中央委員会（Central Committee）は現在、5 年毎に国家政党会議（National Party Congress）で選出される 180 名の正規メンバーと 25 名の代替メンバーで構成されている。第 12 回政党会議は 2016 年 1 月に開かれ、現職の Nguyen Phu Trong 書記長が二期目に向けて再選された。

2.19　政治的な 3 大重要事項は、ベトナム共産党書記長（現在は Nguyen Phu Trong)、国家元首である大統領（現在は Tran Dai Quang)、そして政府を統率する首相（現在は Nguyen Xuan Phuc）の任命である。運営と政策の実行が政府省庁の責任範囲である。

2.20　中央委員会（Central Committee）は、通例として年 2 回ほど会合を開き、ベトナム共産党の最高意思決定機関として機能する。委員会ではベトナム最大の政治権力である政治局（Politburo, 現在は 18 名で構成）を順次選出する。政治局はベトナム共産党書記長が指揮し、同国で最上位にあたる共産党メンバーで構成される。

2.21　国会（National Assembly, NA）はベトナムの立法府であり、共産党による緊密な指導の下で政府による執行に向けて法を制定する。2016 年 3 月には初の女性国会議長として Nguyen Thi Kim Ngan が選出された。国会は 5 年毎に一般から選出される 500 名の代表（現在は 496 名）で構成される。従来から国会は中央委員会の決定に印を押すだけの存在とみられていたが、近年は法律の策定や修正をよく精査し、大臣の責任を追及している。

2.22　第 14 回国会選挙が 2016 年 5 月 22 日に行われた。全候補者には大規模な調査が行われ、そのプロセスはベトナム共産党が出資するベトナム祖国戦線（Vietnamese Fatherland Front, VFF）が主導した。非共産党員 97 名と自薦の 11 名（前回選挙を上回る 162 名の自薦者が承認を希望）を含む 870 名の候補者が立候補を認められた。選出議員 496 名中 475 名が共産党員で、独立系立候補者で選出されたのは 2 名に留まった。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

2.23　国営メディアは選挙人口の 99.35%が投票したと報じ、ベトナム共産党はプロセスが成功したと結論づけた。しかしながら候補者に対する調査プロセスや厳しいセキュリティ、プロセス全体を通じたプロパガンダを激しく非難するオブザーバーもいる。当選した 2 名の自薦候補者も真の独立系ではないと一部の評論家は見ている。

人権の枠組み

2.24　ベトナムはこれまでに以下の国連条約に署名・批准した：市民的及び政治的権利に関する国際規約（International Covenant on Civil and Political Rights, ICCPR)、経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約(International Covenant on Economic, Social and Cultural Rights)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（International Covenant on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination)、児童の権利に関する条約（Convention on the Rights of the Child）及び女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（Convention on Elimination of Discrimination of Women)。ベトナムは、拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（Convention Against Torture and Other Cruel or Degrading Treatment or Punishment）と障害者権利条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities ）に 2015 年 2 月 5 日に批准している。

2.25　国会は 2013 年 11 月、長期にわたる協議プロセスの末に、人権に関する章が拡大され、人権を認め、その保護を保障する内容の新憲法を採択した。但しこの新憲法では人権に関する複数の制約が具体的に記述されている。第 15 条は人権の行使は国家と国民の利益を侵害してはならないと述べている（詳細は政治活動家を参照)。

2.26　ベトナムは国連人権理事会（Human Rights Council）に 3 年間の任期で選出されており、2016 年末に任期を終えた。その 2 回目の普遍的・定期的レビュー（Universal Periodic Review, UPR）は 2014 年に行われ、期間中に推奨事項の約 80%が受け入れられていた。これには、ベトナムが独立系メディアと議会により大きな自由を認めること勧める豪州からの推奨事項も含まれる。ベトナムが受け入れなかった推奨事項には、死刑の廃止や死刑の使用に関する覚書や、政治活動家への専断的な拘留と起訴、パリ原則に準じた独立系人権機関の設置と透明性に関するものなどが含まれる。

2.27　政府が何年も活発に議論しているが、ベトナム国内には人権問題を専門とする独立機関（オンブズマン、人権委員会、人権問題専門の立法委員会）がない。

治安状況

2.28　ベトナム全土で治安と法執行機関関係者の存在感は非常に強く、政治的にセンシティブな機会やデモの可能性がある場合に特にその傾向がある。組織犯罪グループもあり、売春や強奪、ギャンブル、不法ドラッグ、人身売買/密入国を行っている。

2.29　ひったくりや窃盗などの軽犯罪は大規模な都市や町でよく発生している。暴力犯罪（殺人、武装強盗、誘拐）は今日でも稀である。

2.30　抗議活動は発生しており、政府による土地の使用や強制収用に関するものが多い。土地はすべて正式には政府の所有とされており、政府は土地の使用権を個人や団体に発行するが、様々

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

な目的を理由にいつでも土地を獲得する権利を留保する。土地使用権を巡る紛争が、抗議活動や、時には暴力沙汰にまで発展することがある（詳細は、政治活動家を参照）。

人身売買

2.31　ベトナム刑法第 119 条は国連**人身取引**防止議定書（UN Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Person）に挙げられたあらゆる形態の人身取引をカバーしている。さらに当局は児童の人身売買に絡むケースを起訴する際には第 120 条（不正取引又は児童の奪取）も利用している。これらの犯罪は新刑法下では第 150 条と 151 条となり、2017 年後半に決定され、その後間もなく施行されるとみられる。

2.32 人身取引の犯罪者を起訴するためにベトナムは進歩を遂げ、努力を重ねてきたが、2015 年の有罪判決はその前の 2 年間に比べて少なかった。米国務省（US Department of State）の 2016 年度人身取引報告書（2016 Trafficking in Persons Report）によると、ベトナム政府は 2015 年に 544 名の人身売買被疑者を逮捕し、442 名を起訴したが、有罪となったのは 217 名とされている。

2.33 国連薬物犯罪事務所（UN Office on Drugs and Crime, UNODC）の 2016 年度の人身取引報告書は、2015 年 1 月から 6 月の間に 449 名の人身取引の被害者が当局により発見されたことを強調している。被害者には男性、女性、児童が含まれ、国内外で取引されており、多くは中国、マレーシアとその他の東アジアの国々への出国だった。女性の被害者は虚偽の海外での雇用機会を口実に誘われ、その後は売春組織に売られるケースが多かった。

2.34 性的人身売買の被害者には、最大 150 万越ドン（90 豪ドル）の一時金や、ヘルスケア、研修、法的支援、カウンセリングの形で政府から支援が提供されていることを豪州外務貿易省（DFAT）では把握している。しかしながら、人員配置の水準や支援の効果は地域により異なり、被害者の多くは当局や自身の家族、コミュニティからの烙印を恐れ、帰還にも支援を受けることにも躊躇していると報告されている。労働・傷病兵・社会問題省（Ministry of Labor, Invalids and Social Affairs, MOLISA）は人身取引の被害者などの弱い立場のグループに支援を提供する約 400 の社会保護シェルターの運営を管轄する。これらのシェルターは地域当局により運営されており、そこでの研修レベルやスキルレベルは拠点によりばらつきがある。ベトナム女性連合（(Vietnam Women's Union）は海外ドナーと連携し、ハノイにある人身取引の女性被害者専門のシェルターを運営している。

2.35 ベトナム国内の人身取引は貧しい農村地帯から都心部まで頻繁に発生している。中には自ら進んで移動し、その後に売られて労働や性的搾取を強いられる事例もある。手段や法律的な認識不足から、被害者の大半は支援を求めることが少ない。

3 難民条約に基づく申立て
民族/国籍

3.1　憲法第 5 条では、平等と連帯、少数民族の支援、つまり少数民族が母語とその表記を使用する権利、少数民族が自らの文化的アイデンティティと伝統、文化を保護する権利に対するベトナムのコミットメントを正式に記している。また、ベトナムの民族グループの「物質的及び精神

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

的な状態」を、政府が緩やかに改善することについても確約している。

3.2　ベトナムはその社会経済開発計画（Socio-Economic Development Plan）で少数民族の発展推進機会を特定し、同国北西部の少数民族女性のエンパワーメントを目的とする豪州の開発支援プログラムも含め、この問題に関する策定パートナーの関与を歓迎している。

3.3　ベトナム法の多くに差別を禁じる条項はあるものの、差別を単独で包括的に禁止する法律はない。地方職員は国家法に反して行動し、民族/宗教上の少数グループの構成員を差別することが多い。少数民族に対する社会的差別がまだ続き、終わる様子がない。少数民族は後進的で教育を受けていないと多数派のキン族に見なされている。

3.4　議会の少数民族協議会（Ethnic Minority Council）並びに省の少数民族議会運営委員会は、インフラストラクチャーの開発支援を続け、少数民族の貧困抑制と低識字率に関する問題に対応している。それにもかかわらず、少数民族の地域、特に中央と北部の高地で、貧困率は未だに50%を超えている。

3.5　豪州外務貿易省（DFAT）は、ホア（中国）、モン（Hmong）、クメール（Khmer）及びその他のより小規模な少数民族は、公的及び社会的な低水準の差別を受けていると評している。豪州外務貿易省（DFAT）は、モンタニャール族（総称（Montagnard 又は Degar として知られる））が新教の未登録ハウスチャーチ（詳細は新教を参照）と宗教的慣行及び審議は別として政治活動のための公的な差別とハラスメントを受ける中程度のリスクに直面していると評している。住民にモンタニャール族の新教と距離を置くことを勧める公式な政府メディアの記事があったとの報道があり、また、中部高原（Central Highlands）地域の地方職員による公的なハラスメントや脅しの報告も増えている。モンタニャール族（Montagnard）には他国からカンボジアやタイに入ってきた歴史がある。

宗教

3.6　憲法第 24 条は、全国民が思想や宗教の自由を持ち、信仰や無宗教を選ぶ権利を持つと述べている。加えて、法の下であらゆる宗教は平等である。国家は思想の自由を尊重/保護し、何者にも思想や宗教の自由を侵害、又は思想や宗教を利用して法に違反する権利はないとされている。しかしながら、政治的意見と同様に、これらの権利には条件が付く。1999 年の刑法（*Penal Code 1999*）では、政府から見て平和や、国の独立、統一性を脅かす慣行に対する罰則が規定されている。政府によるこれらの法の実際の適用では、特に未登録団体に関して宗教の自由を制限している。

3.7　第 14 回国会（2016 年 11 月）を通過した新法、思想と宗教に関する法律（*Law on Belief and Religion*）では、宗教慣行に対する制限的な規制環境をやや改善させるものだった。この法律は、宗教と思想に関する 2004 年の法令（2004 Ordinance on Religion and Belief、法令 21）を置き換え、法令 92（2013 年 1 月施行）の実施を修正するものである。この新法では複数の分野（神学校の受講、聖職者の雇用など）における規制プロセスがそれまでの承認制から負荷の軽い通知制に変更され、政府からの明示的な承認なしにそのような活動が進められるように変更された。全国レベルの認知のための条件として、宗教団体が継続すべき宗教活動の期間は 23 年から 5 年間に変更された。

3.8　宗教グループの処遇はベトナム国内の地域により大きく異なり、更にそれぞれの政府との関係にも依存している。ベトナム共産党（CPV）は宗教に関して特に無神論的な立場を貫いているが、ベトナムは伝統的な仏教国であり、今も人口の半数以上（主にキン族）が自らを大乗仏教の信徒と見なしている。米国務省（US Department of State）の 2016 年の報告書によると、ベトナム政府は、一部宗教グループの、特に少数民族コミュニティにおける未登録の教会グループについて、真偽は別としてその政治活動を理由に活動の監視を続けている。地方当局はしばしば宗教会合を妨害し、特に少数民族の地域において一部未登録グループのメンバーを一時的に拘留して

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

いる。また、豪州外務貿易省（DFAT）は、地方当局が宗教グループの承認や認知の申請を、理由なく遅延又は拒否しているとの信頼に足るレポートも把握している。

カトリック教

3.9　ローマカトリック教徒はベトナムの総人口の 7%（約 670 万人）を占め、政府に完全に認知され、登録された 14 の有力宗教の 1 つである。カトリック教徒はほとんどの地区や省、都市に居住しており、ゲアン、ハティン、クアンビン（Nghe An, Ha Tinh, Quang Binh）など中央ベトナムでは力強い存在感がある。ベトナムのカトリック教会によると約 500,000 人の信徒がいる。特にハノイとホーチミン市（Hanoi, Ho Chi Minh）ではカトリック教徒の状況は近年改善が続いている。しかしながら、新たな協会の登録に関してはまだ制約がある。2015 年 8 月に政府は、学士号や修士号を授与できる、ベトナム初の宗教関係教育機関となるベトナムカトリック教インスティテュート（Vietnamese Catholic Institute）の設立を承認した。同校は 2016 年 9 月に正式に開校し、当初は国内の監督管区から選ばれた 23 名の司祭に修士向けの理論講座を提供している。

3.10　豪州外務貿易省（DFAT）の観察したところでは、カトリック教徒は登録された協会で自由に活動でき、聖書などの宗教的書物は都市部でも街でも簡単に入手できる。豪州外務貿易省（DFAT）では、宗教的行事と慣習は、ベトナム共産党とその政策の権限や利益に相反すると見なされた場合にのみ問題となると評している。

未登録の教会

3.11　信頼できるベトナム国内のコンタクトと人権支持者が、信徒の大半を少数民族の占める僻地では、複数の教区で協会の登録が問題となっていることを報告している。協会登録に関する国法について地方当局が無視又は気づかずにいることが多い。米国務省（US Department of State）のまとめた 2015 年度世界における宗教の自由に関する報告書では、2015 年にコントゥム省（Kon Tum）の中部高原（Central Highlands）では 22 軒の未登録のカトリックのハウスチャーチが取り壊される予定であるとしている。協会の代表者の介入により取り壊しは中止され、その後は当局と協会が新たな礼拝施設の建設について会話を始めている。

3.12　ビン（Vinh）監督管区を構成する 3 つの省の一つであるゲアン（Nghe An）では、信頼できるコンタクトが、カトリック教コミュニティとそのリーダーが力をつけたことで、これまでにくらべてわずかながら改善があると報告されている。現地と省の当局からハウスチャーチへのハラスメントと強制閉鎖は続いているとのことだが、いくつかの少数民族が多数派の地域を除いて、登録協会数は増加していると国内コンタクトが伝えている。

3.13　豪州外務貿易省（DFAT）では、僻地の未登録協会のカトリック教徒は、ハラスメントや脅しに何度も晒されている可能性があると考えている。豪州外務貿易省（DFAT）は、地方当局による住民への殴打といった重大な暴力事件も把握しているが、概してこれは単に個人の宗教の問題よりも、土地の没収への抗議や反政府活動といった他の活動に絡んでいるようである（詳細は政治活動家を参照）。

新教徒

3.14　ベトナム国内の新教徒は総人口の 1～2%を占めると推定され（約 900,000～1,800,000 人）、殆どが北部と中部の高原に居住している。新教は完全に政府に認知され、登録された 14 の主要宗教の 1 つである。但しカトリック教と同様に、僻地にある未登録のグループと教会では自由な活動や、礼拝所の登録に支障が出ている。信者による推定と米国務省（US Department of State）の刊行物によると、新教徒の 2/3 が少数民族出身者であり、特に中部高原（Central Highlands）

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

のモンタニャール族（Montagnard）と北西高原（northwest highlands）のモン族、タイ族などが特出している。

3.15　米国務省（US Department of State）は、2016 年には登録及び未登録の新教徒グループの一部に、地方当局との関係に問題が生じていたことを報告している。当局は新規で小規模の集会に対し、より大規模で確立された集会と連携するよう何度も圧力をかけていた。信者の多くが言語の壁や、山間部の劣悪な道路状況により大規模集会までの往復が困難であることを理由に拒否していた。国内コンタクトも同様の報告をしている。豪州外務貿易省（DFAT）ではこれらの報告を信頼に足るものと評価している。

3.16　豪州外務貿易省（DFAT） では、2014 年と 2015 年に新教徒は自由に宗教活動を行うことができ、僻地では当局がハウスチャーチを登録したがらないために中程度のハラスメントを受けていたと評している。豪州外務貿易省（DFAT）は、このような当局の行動は、宗教的な心情よりも、これらのグループに見受けられた政治的見解や活動が契機となったようである点に留意している。分離主義的な政治団体との関連が見受けられたことから、政府は特定グループに対する精査を続けている。新教徒の高い割合が少数民族出身者、特にモンタニャール族（Montagnard）であることから、政府はセンシティブな山間部で宗教グループを作る少数民族に対する疑念を持ち続けている。

ホアハオ仏教徒

3.17　ホアハオ仏教徒（Hoa Hao Buddhists）は、全人口の 1.5～3%（約 130～280 万人）を占め、政府に完全認知され、登録される 14 の主要宗教の一つである。しかしながら、政府の認知するグループに参加しない信徒もいる。政府の認可するホアハオ仏教（Hoa Hao Buddhism）の中央委員会（Central Committee） は、教祖である預言者、ヒン・フ・ソーの生誕の地、メコンデルタ（Mekong Delta）地域のアンザン省（An Giang province）に設置されている。信徒にとって教祖の誕生日である 11 月 25 日は毎年重要な祝日である。この信仰の重要な側面は、自宅や土地の工作中の宗教活動にあり、殆どの信者は農業従事者である。この宗教では、寺院での礼拝や華美な儀式よりも草の根の援助活動が支持される。

3.18　中央委員会に対する当局の厳しい統制を理由に、多くの信者が政府の認可するホアハオ仏教徒（Hoa Hao Buddhist）の団体への加入を拒否している。人権擁護家によると、平服の警察が未登録のホアハオ（Hoa Hao）グループ音リーダーを監視し、嫌がらせを続けているとのことである。2016 年 8 月に、政府の統制を外れて活動する未登録のホアハオ（Hoa Hao）グループの一員が 2 年半の刑期を終えて刑務所から釈放された。彼は 2014 年に逮捕され、仲間と共に元政治犯を訪ねる途中で「重大な通行妨害」を起こした理由で告訴されていた。

3.19　豪州外務貿易省（DFAT）は、政府の認可するホアハオ仏教（Hoa Hao Buddhism）の中央委員会やアンザン省（An Giang province）を公に批判する者は、ハラスメントや物品破壊、政府認可グループに加入させようとする圧力にさらされるリスクが高いと評している。自宅や政府の認可する境界内で活動する信徒が当局から余計な関心を引く可能性は低い。

政治的意見（実際のまたは帰属された）

3.20　ベトナムの憲法第 4 条には、ベトナム共産党（CPV）が同国で唯一の合法的な正当であるとしている。ベトナム共産党（CPV）は正式な政治参加の場の殆どないまま政治的言論を厳しく統制している。2016 年 5 月 22 日の議会選挙では、全 496 名の当選者のうち自薦の候補者はわずか 2 名だった。

3.21　ベトナム憲法は、言論や集会、結社、デモの自由に関する権利を堅持している。しかし、それらはベトナム法にある数々の「国家安全保障」規定による制限を受ける。実際には、政府はベトナム共産党（CPV）や政府又はその政策に反対する政治的意見の表明を許容しない。2016 年 6

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

月 9 日、欧州議会は、人権や社会、環境活動家に対するベトナム政府のあらゆるハラスメント、脅し、告訴の即時停止を求める決議（2016/2755（RSP））を採択した。決議では、政府がそれら活動家の平和的講義の権利を尊重し、不当に拘留された者の釈放を要求している。

政治活動家

3.22　政府はこれまで抗議を抑制するために、特定の法律を利用してきた。刑法の第 79 条（「政府転覆」）と、第 88 条（「国家に反対するプロパガンダの実施」）、第 258 条（「国家の利益を侵害する、民主主義と自由の権利の濫用」）などだが、これらはすべて実務上、憲法で保障する権利に優先されている。これらに違反すれば 6 カ月から 20 年の懲役刑、終身刑や極刑などの刑罰が課せられる。政治活動に対して死刑が適用された最近の事例があるとは、豪州外務貿易省（DFAT）では把握していない。

3.23　豪州外務貿易省（DFAT）は、2016 年に政治的/人権活動家が有罪判決を受けた事例が少なくとも 19 件あったと把握している。これらの有罪判決では、上述の違反行為に対する合計 70 年以上の懲役刑、並びに刑法第 245 条（「治安を乱れさせた」）及び第 87 条（「国家の統一を揺るがした」）の使用につながった。

3.24　政治活動への弾圧強化は、国家政党会議（National Party Congress）や、議会選挙（National Assembly Election)、南シナ海のろう度問題や 2016 年 4 月の魚の大量死危機といった、同国に影響を与えるその他の重要課題へとつながる高次の出来事と符合する。

統率者と運営者

3.25　政府とベトナム共産党（CPV)、その政策を公に批判する政治活動家や人権活動家は、当局から目を付けられるリスクが高いが、当局からの扱いは概して個人の関与レベルに依存する。米国務省（US Department of State）による 2015 年度の人権活動に関する国家レポートでは、元良心の囚人、民主活動家の Tran Anh Kim の逮捕と拘留が強調されていた。同氏は刑法第 79 条（「政府転覆の企て」）により 2015 年 10 月に正式に告発された。報道によると、タイビン省（Thai Binh Province）の警察は、Kim と仲間が新たな政治団体である「民主主義の旗を掲げる有志連合（National Forces Raising the Democratic Flag）を始めた当日の 9 月 21 日に拘留した。2016 年 12 月 16 日の裁判で、Kim 氏と Tung 氏はそれぞれ 13 年と 12 年の実刑判決を受けた。法廷ではさらに両者に対し、刑務所から釈放された後にも 4 年間の自宅軟禁を命じた。

3.26　2016 年には政治的意見を異にする著名な活動家の起訴に関する、以下のようなインシデントが多数発生した：

- 2016 年 3 月 23 日、著名なブロガーで党員でもあり、元治安要員でもある Nguyen Huu Vinh（別名 Anh Ba Sam）は反政府情報の公開した罪に問われ、第 258 条の下で告発され、懲役 5 年の判決を受けた。Vinh は仲間の Nguyen Thi Minh Thuy と共に 2014 年 5 月に逮捕されて以来拘束されていた。Thuy 氏は 2016 年 3 月に行われた同じ裁判で 3 年の懲役刑を言い渡された。彼らの上訴は 2016 年 9 月 22 日にハノイの人民高等裁判所（People’s High Court）の裁判官の合議体により拒否された。
- 2016 年 8 月 23 日に、カインホア中央省の法廷は、拘留中の 2 人の男を、うち 1 人のフェイスブックを通じて反政府的プロパガンダを流布した罪（第 88 条）で最大 3 年間の懲役刑を言い渡した。この事例は、政治的談話を完全に統制しようとするベトナム共産党の強い意向を示すものとして人権団体からよく報告されている。Nguyen Huu Quoc Duy とその従弟の Nguyen Huu Thien An は 1 日の非公開裁判でそれぞれ 3 年と 2 年の判決を受けた。*Radio Free Asia* によると、法廷での陳述書で彼らは「政府の政策を意図的に捻じ曲げ」、フェイスブックに掲載した 12 の記事の中で「政府転覆を明示的に呼びかけた」とされている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

- 2016 年 9 月 20 日に主要な土地権活動家の Can Thi Theu 氏が 245 条違反（社会的秩序を乱した罪）で有罪判決を受け、20 カ月の懲役刑を言い渡された。この裁判の間に警察は 50 名以上の支援者を裁判所の外から強制排除した。Theu 氏は、政府によるハノイ市近郊のズオン・ノーイ（Duong Noi）村からの立ち退き命令に抗議したことを理由に 2016 年 6 月に逮捕された。報道によると、政府は村を商業開発に利用する計画だったとのことである。2016 年 11 月 30 日に、ハノイの控訴裁判所もこの 20 カ月の懲役刑判決を支持した。
- 2016 年 10 月 10 日に、著名なブロガーである Nguyen Ngoc Nhu Quynh（別名 Mother Mushroom）が逮捕され、刑法第 88 条違反として告訴され、最高 20 年の懲役刑を受けた。これは国家安全保障条項を根拠とした、2016 年最初の逮捕事例である。Mother Mushroom は政治革命や、土地の没収、警察による残忍な行為に関する幾度も記事を書いており、反体制派の仲間への支持を明確にし、多くの政治犯の釈放を求める公開キャンペーンを行っていた。以前からよく警察から監視や尋問を受け、在越大使館や外国の団体とのイベントや会合への参加も頻繁に妨害されていた。

3.27　政治的反対勢力のリーダーや活発な扇動者として当局にマークされる人々は、執拗な監視や交流、告訴を受けるリスクに晒されていると豪州外務貿易省（DFAT）は考えている。豪州外務貿易省（DFAT）の把握する多数の信頼できる報告による知、著名な政治活動家と人権活動家、そして元良心の囚人たちも、監視や自宅軟禁及び/又は会合やイベントへの出席妨害にあっている。さらに彼らは広範な身体的・心理的なハラスメント被害にあっているとされるがその多くは確とした警察の捜査対象にされていない。

支援者と抗議者

3.28　政府に抗議又はベトナム共産党（CPV）を表立って批判する人々とグループは、当局からマークされやすい。信頼に足る国内コンタクトによると、土地の没収や人権問題、政府による問題への対応に激しく抗議すると、抗議活動が停止され、警察による威嚇やハラスメントを受けるとのことである。

3.29　豪州外務貿易省（DFAT）では、低位の抗議者と支援者には、警察の存在が脅威に感じられることが多く、時には拘留され、同日中に当局から解放されていると評している。2016 年中に制服又は平服の警官が暴力で抗議活動を止めさせるといった事例（こん棒で群衆を蹴散らすなど）は数例が報告されている。

関心対象となる集団

メディア

3.30　憲法で、国民は「法の規定に従い」言論の自由を持つと述べている。しかし政府は引き続き、あらゆる印刷/包装/電子媒体を所有/統制することで政府とは異なる見解の流布を妨げている。情報通信省（Ministry of Information and Communications, MIC）は、ベトナム共産党（CPV）プロパガンダ及び教育委員会（Propaganda and Education Commission）による継続的指導の下でのメディア報道の統制と規制権限の行使を管轄する。国境なき記者団（Reporters Without Borders）はその 2016 年世界報道自由ランキング（2016 Press Freedom Index）で、ベトナムを 180 カ国中 175 位に格付けした。ジャーナリスト保護委員会（Committee to Protect Journalists,CPJ）は、2016 年 12 月 1 日時点で 8 名のジャーナリストが投獄されたと報告している。2015 年は 6 名だった。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

インターネットとソーシャルメディア

3.31　2013 年 7 月、インターネットサービスとオンラインデータの監督と提供、使用に関する政令 72 号（Decree 72）に導入され、ベトナムはインターネットの利用を制限する新たな権力を手に入れた。2014 年 9 月 1 日に施行されたこの政令では、ベトナム社会主義共和国（Socialist Republic of Vietnam）と社会の統一性を乱すものを含む幅広い活動を禁止している。さらにこの法令はソーシャルネットワークの事業者に、当局による違反者追跡への協力も義務付けている。フリーダム・ハウス（Freedom House）による 2016 年度のインターネットにおける自由度（Freedom on the Net 2016）の報告書によると、2015 年末時点で少なくとも 15 名のブロガーと活動家が投獄されている。ベトナムでブログとソーシャルメディアのプラットフォームは広く入手可能である。フェイスブックとインスタグラムは情報共有や公開イベント開催のための手段として国民に人気がある。2016 年中にフェイスブックは、特に Formosa 社鉄鋼工場の汚染物質の流出に関連した魚の大量死危機を巡る抗議の際などで散発的にブロックされることがあった。著名な活動家の個人アカウントが複数回にわたり無効化されていたと報道されている（詳細は、政治活動家を参照）。

女性

3.32　憲法第 26 条は全分野における男女同権を保障し、女性に対するあらゆる形態の差別を明示的に禁止しており、「男女は同一労働に対し同一賃金を受け取る」と述べている。国会も「ジェンダーの平等に関する法律（*Law on Gender Equality*、2006 年）」を含む様々な国内法を通過させ、土地法や結婚と家族に関する法律（*Law on Marriage and Family*）への 2014 年の修正（それぞれ 2014 年 7 月 1 日、*2015* 年 1 月 1 日に施行）など家庭における女性の財産権を向上させる手続きを行っている。

3.33　ベトナムの社会経済開発計画（Socio-Economic Development Plan）の中でジェンダーの平等は優先事項として位置づけられており、ジェンダーの平等と女性のエンパワーメントを推進するために、政府は豪州などの開発パートナーとの協力を歓迎している。

3.34　ベトナムの労働力のほぼ半分を女性が占める。但し、職場での男女の処遇にはまだ違いがある。妊娠や子育て中の女性を巡り、事業場に関する法律では子供のいない男女と同等の労働時間働くことを妨げている。女性は少なくとも 55 歳、男性は 60 歳での引退が想定されている。男女ともに延長されることもあるが、年齢差別は続いている。賃金や昇進率についても、女性は男性にかなり見劣りすることが事例により示されている。

3.35　2015 年 7 月に、国連委員会は女性差別撤廃に関する国連条約（UN Convention on the Elimination of Discrimination against Women、CEDAW）のベトナムの履行状況のレビューを行った。委員会による判明事項では、「ベトナムは紙面上では女性の権利を保障するために踏みこんだ法的施策を行っているが、実際の施行と女性の保護ついて何の措置も講じられていない」とある。同委員会は更に、女性と女児に対する暴力の頻発に懸念を表明し、ベトナムの指導者層と政権に「明確な決意を以って、夫婦間レイプやセクシャルハラスメントを含むあらゆる形態の女性への暴力を違法化するため」の法の修正を推奨した。

3.36　ベトナム政府は家庭内暴力削減に向け、法制度に係る警察官や弁護士、法的機関職員を対象に、家庭内暴力の被害者の権利に関する研修などのプログラムを開始した。それにもかかわらず、女性への家庭内暴力はベトナムで未だに重大な問題である。家族の評判を貶める恐れと、父権的心性、ベトナム社会における女性の役割と責任に関する固定的役割概念（ステレオタイプ）も相まって被害者が当局に通報をためらうため、正確な数値や統計を得るのが難しい。国連と国際人権連盟（International Federation for Human Rights、FIDH）による信頼できる報告書では、一般的な調停方法は女性よりも男性に有利に働き、被害者は司法や法的救済策へのアクセスがな

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

いまま取り残されることが多いと結論されている。届け出のあった家庭内暴力事件は、被害者の怪我が体の 11%以上に及んでいない限り、当局は民事事件として処理している。

性的指向と性同一性

3.37　法律では性的指向や性同一性による差別を取り上げていない。同性間の性行為は、異性間の行為でも適用となる他の法規（成人間の合意）を満たす限り、ベトナムでは合法である。2014 年に改正された婚姻と家族に関する法律（2015 年 1 月 1 日施行）では、同性婚の禁止事項が撤廃された。但し、この新法では政府は同性婚を正式に認知していないため、同性婚カップルは異性婚カップル同様の法的保護が得られない。

3.38　2015 年 11 月に議会が成立させた改正民法では、性転換手術を受けたトランスジェンダーの人々に、性別変更と、医療アクセス、公的文書での性別変更の権利が認められている。第 36 条の性別の再定義は中間的な性（インターセックス）の人々に、第 37 条の性別変更は誕生時に決められた性別を変更したい人々に適用される。これらの権利にアクセスするための性転換手術の前提条件が一部の国際 NGO から批判を浴びているが、改正全体としては、一見小さくとも、認知と受容に向けた大きな一歩と見なされている。

3.39　ベトナムにおけるレスビアンやゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー/トランスセクシュアル、インターセックス（LGBTI）の人々の権利は公的に受諾されてきている。ベトナム初のゲイプライド集会、ベトナムのプライド（Viet Pride）は 2012 年に行われた。以降は毎年 8 月に行われる恒例行事となり、2016 年には 30 の省で祝われ、ハノイで最大の参加者を集めた。しかし、社会的差別は多く、特に家族内で残っている。他の東南アジア諸国と違い、ベトナムの大都市にはゲイの場所が少なく、知られる限りほぼゲイ男性だけが出入りするゲイクラブはハノイに 1 軒あるのみである。YGBTI の若者はフェイスブックのグループやブログなど、オンラインのソーシャルプラットフォームでつながることが多い。

3.40 豪州外務貿易省（DFAT）は、ベトナムにおける LGBTI の人々に対する公的差別のリスクは低いと考えている。ベトナムの法的枠組みは比較的に先進的だが、他の性的指向や性同一性に対する認知や理解はあまりない。豪州外務貿易省（DFAT）では、ベトナムの家族と社会に見られる伝統的で父権的な態度を考慮して、ベトナムの LGBTI の人々に対する社会的差別のリスクは中程度と評価している。豪州外務貿易省（DFAT）はまた信頼できるベトナム国内コンタクトから、子どものホモセクシュアリティについて精神療法や処方薬の形での医療処置を求める両親についての事例について連絡を受けている。

4. 補完的保護の申立て
恣意的な人命剥奪

裁判外の殺害

4.1　独自に検証できる詳細は限られるが、政府職員やその代理人が、警察で拘留中の人々を不正に殺害していると報告されている（以下の拘留中の死亡を参照）。

強制又は非自発的な失踪

4.2　2015 年も 2016 年も強制された、又は非自発的な失踪の報告はなかった。

拘留中の死亡

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

4.3　2017 年 2 月に、司法省（Ministry of Justice、MoJ）はそのウェブサイトに「警察組織内における刑事判断の実施についての法律の適用に関する 5 カ年レビュー（Five year review of the implementation of the Law on Execution of Criminal Judgements within the police force）と題する報告書を公開した。ベトナム公安省（Ministry of Public Security、MPS）の作成したこの報告書は、拘留や死刑実施に伴う死亡について前例のない情報を提供している。報告書によると、2011 年 7 月 1 日から 2016 年 6 月 30 日までに少なくとも 2,812 件の拘留中の死亡事例があった。この数字は投獄された親戚の遺体を受領した遺族の数を表している。MPS は死亡者の家族に情報を一切又はほとんど提供しないか、もしくは医学的問題か自殺による死亡と告げるのが通例である。死亡数の多さには感染症の割合も多い可能性がある。警察官が起訴され、有罪宣告を受ける事例も 2〜3 あるものの、起訴理由は殺人よりも軽微で判決も軽微である。

4.4 米国務省（US Department of State）は 2016 年中に拘留中の死亡が疑われた事例が少なくとも 9 件あったと報告しているが、これは MPS の報告書が発表される前の古都である。この米国での報告書によると、被害者の負傷は拘留中に警察職員から受けたものと結論付けられた。殆どの事例で、被害者は窃盗や賭博などの低次の犯罪で逮捕されていた。

死刑

4.5　1999 年の刑法第 35 条では、死刑を「特に重大な罪を犯した者だけが課される特殊な刑罰」と規定されている。現在の刑法下で死刑が適用可能なのは、死刑、麻薬関係の犯罪、未成年者のレイプ、偽造医薬品の製造、収賄、資産の横領などである。いずれも死刑は必須とされない。死刑は少年犯罪者（18 歳未満）や、犯罪発生時点又は判決時点で妊娠中の女性と 3 歳未満の子供のいる女性には適用されない。これらの場合、判決は終身刑に変えられる。

4.6　2015 年 11 月 27 日に国会は、死刑を適用されうる違反の数を 22 から 18 に減らす刑法の修正を承認した。しかし 2016 年 6 月 30 日に国会は、判明した多数の過失を正すために施行を延期する決議を出した。この修正は 2017 年に最終決定され、その後間もなく施行される見通しである。

4.7　司法省（Ministry of Justice、MoJ）によると、ベトナムでは二重危機の原則が適用される。海外で重大な罪を犯して有罪判決を受け、刑期満了後にベトナムに戻った者が、ベトナムで同一の犯罪に対する追加的な裁判を受けることはできない。刑法第 6 条は、海外で法を犯した者がそこで刑に服していない場合には、「ベトナムにおける刑法適用について精査される」ことがあると規定している。司法省（Ministry of Justice、MoJ）は特に不法行為のリストはないとするが、海外で犯した罪がベトナムでも不法行為とみなされ、その者が刑に服していない場合、ベトナムに帰国する際には刑法の適用について「精査」される可能性がある。

ベトナムでの死刑 - 重要事項

ステータス	執行方法	死刑囚の数	2013 〜 2016 年の執行件数	死刑は強制的刑罰か	ICCPR の批准	ICCPR - OP2 の批准	CAT の批准
死刑制度の存続を支持	薬物注射	約 680 名	429 件（報告件数）	いいえ	はい	いいえ	はい

拷問

4.8　ベトナムは、拷問等禁止条約（Convention against Torture and Other Cruel, Inhuman or Degrading Treatment or Punishment、CAT）に 2013 年 11 月 7 日に署名し、2015 年 2 月 5 日に批准した。憲法第 20 条でも「何者も拷問や暴力、強制、体罰、その他の身体と健康を害する、又は名誉と尊厳を損なうあらゆる形態の扱いを受けてはならない」と明記している。1999 年の刑法

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

第 298 条は「捜査、告訴、判決及び/又は判断実行の活動における」体罰の適用を禁止している。刑罰は罪の重さに応じて懲役 6 カ月から 12 年までの幅がある。

4.9　実際には、逮捕や拘留中に容疑者が虐待されたとの報告がある。2016 年 7 月に公開されたアムネスティ・インターナショナル（Amnesty International）の報告書では、警察と警察職員にから良心の囚人に加えられた拷問と身体的虐待が複数のケースにわたり文書化されていた。

4.10　透明性の欠如により具体的な件数の確認が難しいが、自白を引き出すために個人が殴打される複数件の事例が報告されている。

残虐な、非人道的な又は品位を傷つける処遇又は刑罰

恣意的な逮捕と拘留

4.11　ベトナム法では「国家安全保障」の規定により、政府は告訴なしで拘留することができる。ベトナム国内の活動家も行政拘留や自宅軟禁にあっているが、その他の個人も政府により無期限で逮捕・拘留されているとの信頼に足る報告がある。国家安全保障の罪状による拘留者は法律顧問へのアクセスが不安定又は完全に拒否されたと報告しており、法的代理人へのアクセス可否は一貫していない。

4.12 「治療、教育、社会労働センター（Treatment, Education and Social Labour Centres）又は 06 センタ（06 centres）と呼ばれる運営センターには約 35,000 名の薬物使用者が起訴されず、司法の介入も限定的なまま拘留されている。これらのセンターで薬物使用者は平均 1～2 年程度過ごすとのことであるが、メサドンプログラムに登録した場合には拘留は強制されない。信頼できる報告では、これらのセンターの拘留者には強制労働と身体的虐待を含む過酷な条件と虐待があるとのことである。強制労働の慣行があるおかげで管理業務を行うセンターは黒字であることが多いとのことである。

5. その他の考慮事項

国家の保護

5.1　2013 年に採択されたベトナム憲法の改訂版には、人権に関する章が拡充されたが、それらの権利の行使のしかたに関する具体的な制限が規定されている。例えば、第 15 条は、人権の行使は国家と国民の利益を侵害してはならないと述べている。

5.2　数多くの基本的権利が不履行又は実際には徹底されていない。司法と行政の分離の不在は、司法当局が独立して機能する能力も制限している。

軍

5.3　ベトナム人民軍（Vietnam People’s Army、Quân đội nhân dân）は大規模な陸軍部隊を擁する（推定 412,000 名）。実際には他の業務は陸軍に従属しており、その中には推定 40,000 名の人民海軍（People’s Air Force）と海軍歩兵隊（Naval Infantry）、推定 30,000 名の空軍（People’s Air Force）と防空部隊（Air Defence Force）、更に推定 40,000 名の国境防衛隊（Border Defence Command）が含まれる。18 歳から 25 歳までの男性には 18～24 カ月の軍役が義務付けられ、女性も志願することができる。しかし実際には、男性全員に軍への登録が義務付けられるが、召集されて軍役期間を満了するのは稀であると、豪州外務貿易省（DFAT）は理解している。大学生や特定の職業に従事する人など、複数の根拠を理由に除外されている。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

警察

5.4　一部の僻地での住民の暴動が発生した際には軍が治安を維持するが、国内安全保障はベトナム治安省（Ministry of Public Security）の管轄である。警察組織は国家、省、地区、地方レベルで存在し、各レベルの人民委員会当局に従属する。警察は概して効果的に治安を維持する。治安省は、警察や、特別国家安全保障捜査機関、移民、その他の国内安全保障部門を統制する。信頼できる情報源によると、地方の警察は、治安上望ましくない又は脅威と見なされた政治活動家や宗教従事者などを嫌がらせ、殴打するために暴漢や市民部隊を使うこともある。

5.5　最高人民検察院（Supreme People’s Procuracy）は治安部隊の虐待に関する捜査権限を持つが、実際には警察組織は大幅な裁量権とごくわずかな透明性を以って運営されている。ベトナムの法執行機関は暴動や住民間の暴力の制圧に非常に長けている。しかし、他の捜査能力を含む他の警察機能は限定的で、ベトナムとその周辺地域の直面する既存/新規の国際犯罪を解決するには研修もリソースも不十分である。

司法

5.6　ベトナムの司法制度は、次の 3 つで構成される。審査と上訴を行う最高裁判所である最高人民裁判所（Supreme People’s Court、SPC)、地域の事件の上訴裁判所並びに注目を集める事件の最初の法廷として機能する省人民裁判所（Provincial People’s Courts)、そして地方人民裁判所と、特定の問題で裁定するために法で設置されたその他の審判所である。ベトナム全土の各区には地区の人民裁判所があり、殆どの国内事件、民事事件、刑事事件の最初の裁判の場となる。

5.7　起訴業務は最高人民検察院（Supreme People’s Procuracy、SPP）が管理する。SPP は容疑者を起訴する広範な権限を持ち、裁判中は検察として機能する。1 名の裁判官と複数の人民陪審員（people’s juror）で構成される裁定評議会が有罪か無罪かを判定し、有罪が確定した者には刑の宣告も行う。この人民評議会は人民陪審員の任命も行う。

5.8　どのレベルの裁判所もベトナム共産党（CPV）により強力に統制されており、CPV は任命に関する権限を持つ。裁判官はベトナム共産党（CPV）の党員であることが多く、それぞれの政治的見解と交友関係も加味されて選抜される。法廷プロセスの質が不安定なために解釈と実施に整合を欠き、警察の捜査は不透明でプロセスの濫用が横行していると報告されている。住民は裁判前に数年にわたり拘留されることもある。信頼できる情報源によると、死刑や未成年者の関わる事件など、理論的に当局が法律により弁護士の任命を義務付けられる事件も含め、法律顧問にアクセスできるのは被告人の 20～30%にすぎない。

拘留と投獄

5.9　ベトナムの刑務所人口は 2016 年 7 月 1 日時点で約 136,759 人であり、男性が 121,625 名、女性が 15,134 名とされる。この刑務所人口比は豪州と同様である。ベトナムの刑務所人口の約 12%が公判前の拘留者で、豪州の場合はその半分である。公安省（Ministry for Public Security）によると、収容者のうち 427 名が外国人で、投獄理由は薬事違反が最多となっている。

5.10　ベトナムにおける刑務所の状況は過酷だが、概して生命を脅かすほどではないと言われる。一定水準の食料と水の不足、劣悪な衛生状況が報告されている。透明性の欠如により、刑務所の状況に関する情報は限られている。拘留中の死亡案件の大半が深刻な健康状態に起因しており、不十分か遅すぎる治療、劣悪な衛生状態、栄養不良のためにそこまで悪化した可能性がある。MPS では 2016 年 7 月 1 日から 2016 年 6 月 30 日の期間中に、刑務所人口中に 12,246 件の肺炎と 71,036 件の HIV 感染があったと報告されている。当局の負わせた致命傷による死亡例についても

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

信頼できる報告がある。政治関連の罪状で拘束される囚人は他の収容者から隔離されるのが通例だが、信頼できる報告によると、彼らに対する制裁措置や、活動を止めさせるための施策として、危険な犯罪者と同室にされている例もある。また、政治犯については医療処置へのアクセスが恒常的に拒否されているとの報告がある。

保護観察中の制限（自宅軟禁を含む）

5.11　1999 年の刑法（Penal Code 1999）第 30 条による保護観察中の拘留は、「国家安全保障」の違反者が刑務所からの釈放後に、1 年から 5 年にわたり課されることがある。この期間中、違反者は自宅からの外出が禁じられ、常に警察の監視下に置かれる。自宅軟禁の刑を受けた人権活動家が、自宅と周辺地域を制服や平服の警察によくパトロールされているとの報告がある。また、来客も尋問を受けたり、敷地に入ることを妨害されたりすることがある。他にも、厳格に制限された地域のみ（居住地区内など）移動が認められる形式の保護観察措置がある。

国内移動

5.12　他の経済的理由による移住以外にも、ここ数十年の大規模な都市化により、国内での移動は一般的にある。ベトナム語で教育を受けた少数民族の若者は高い確率で言語的/文化的障壁を乗り越え、移住に成功する。

5.13　警察は、国民や外国人が自宅以外の場所に宿泊する際に届け出を義務付けている。これは中央高原や北部高原（Central and Northern Highlands）といった一部の地区では厳格に施行されている。当局からの正式な承認のない移動では、法的な居住許可、公的な教育と医療給付へのアクセスが損なわれることがある（世帯登録を参照）。

5.14　強力で実効性の高いベトナムの公安ネットワークの下では、内部移動時に国家当局に保護を要請できるオプションは少ない。

帰国者の処遇

5.15　1999 年の刑法 *(Penal Code 1999)* の第 91 条は、「人民政府への抵抗目的での海外滞在に向けた国外脱出や亡命」は違法行為であると述べている。しかし、豪州外務貿易省（DFAT）では、この規定が不認可に終わった亡命希望者に対して適用された事例が認められなかった。ベトナムへの帰国は、彼らが難民申請をしたことに対しては罪に問われないものとの理解で行われるのが通例である。2016 年 12 月に、豪州移民・国境警備省（Australian Department of Immigration and Border Protection）とベトナム治安省（Ministry of Public Security）の間で新たな覚書（Memorandum of Understanding、MOU）が署名された。この覚書では、「海上でだ捕された者も含め、豪州への入国/滞在の法的権利を持たないベトナム国籍者の帰国に関する法的枠組みを規定している。

5.16　治安及び社会秩序セクターにおける行政違反への制裁に関する法令（Decree on Sanctions against Administrative Violations in the Sector of Security and Social Order）の第 21 条（「出入国と通貨に関する規制違反」に関する規定）下では、不法に国外脱出したベトナム国籍者は渡航文書のない者も含め、帰国時に罰金が科せられる可能性がある。旅券などを持

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

たずにベトナムを出国した場合や、正式な出国手続きを経ずに出国した場合、他人の文書を利用して出国した場合には、200 万～1000 万越ドン（およそ 120～600 豪ドル）の罰金が規定されている。偽造旅券などを利用してベトナムを出国した場合には、2,000 万～5,000 万越ドン（1,200～3,000 豪ドル）の罰金が規定されている。

5.17　政府は密入国斡旋業者にお金を払う人々を、不法出国で罰せられる犯罪者としてよりもむしろ犯罪活動（密入国）の犠牲者と見なしていると、豪州外務貿易省（DFAT）では考えている。帰国者の中には短期間拘留され、面談を受ける者もいるが、豪州外務貿易省（DFAT）の判断では、長期拘留や捜査、逮捕が行われるのは、密入国斡旋業務への関与が疑われる者に限られている。豪州外務貿易省（DFAT）では、2016 年にベトナムに戻された船の複数名の乗員に関しても、この処遇が該当すると理解している。

出入国手続

5.18　ベトナム憲法で国民は「法の規定に従い、自由に外国を旅し、帰国することができる」と規定している（第 23 条）。実際には、政府は一部の個人の移動、特に注目度の高い政治活動家の国外旅行について制限を課している。政府が国益の脅威になると見なした人々に対して、当局が旅券を没収したり、旅券の発行を拒否したりすることは多い。治安省（Ministry of Public security）の一部門である移民局（Department of Immigration）では、旅券と査証の発行だけでなく、ベトナム内外への国民の移住の監視も管轄する。

5.19 財務省（Ministry of Finance、MoF）の税関総局（General Department of Customs）は、空港における国民と外国人の出入国管理を管轄する。空港管理は主要な都市と町すべてで円滑に機能しているが、まだ腐敗が問題であると報告されている。税関管理点での賄賂を抑制するため、2015 年にホーチミン市で腐敗ホットラインが設置された。

5.20　土壌の劣化など環境要因による影響や、台湾国籍の鉄鋼会社、Formosa Ha Tinh Steel によるハティン省（Ha Tinh）での有害廃棄物流出で 2016 年 4 月に引き起こされた魚の大量死のような人災による収入源の減少のため、国内外の移動は現在も続いている。

帰国者への条件

5.21 豪州外務貿易省（DFAT）では、他国に亡命を希望したとして知られる/見なされる人々が、帰国時に政府から虐げられることを示す情報は把握していない。不法に出国したベトナム国籍者は、帰国時に罰金を課せられる可能性がある。それにもかかわらず、密入国斡旋組織にお金を支払った人々はこの罰金を課せられていないと豪州外務貿易省（DFAT）では理解している。地域社会に再び溶け込めるようにベトナムの省当局と IOM が支援している最近の帰国者の例も判明している。文書がない場合の身元確認目的で MPS 職員が面談するために、一部の帰国者が帰国時に短期間拘留されていたとの信頼できる報告はある。他には、密入国斡旋の捜査に関係する情報を得るために、当局が個人を拘留した事例がある。

5.22　豪州外務貿易省（DFAT）では、概してベトナム帰国時に拘留されたのは、密入国斡旋活動の計画/支援が疑われた人々であると評している。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

書類手続

世帯登録（Ho Khau）

5.23　世帯登録の制度と政策は 2006 年の住居法（Law on Residence）で確立された。登録には暫定居住と恒久居住の 2 分類がある（従来の 4 分類から減少）。主要都市における急速な都市化と、多くの人が居住 1 年後（以前は 3 年）に暫定から恒久にステータスを変更しているとの懸念が MPS から挙げられたことを受け、この法律は 2013 年に改正された。改正法では、恒久居住要件での継続居住年数が 1 年から 2 年間となり厳格化された。2012 年の首都法（Capital City Law）ではハノイでの恒久居住要件が更に厳格化され、ステータスが恒久に変更される以前に 3 年間、継続して居住していなければならない。

5.24　世帯登録（Ho Khau）は当初、人の出生を村や省の行政官に登録して入手する。この登録システムの公的な用途は、村や省に提供するサービス水準の判定であり、政府による医療や教育、その他サービスにアクセスする個人の権利を、それぞれの居住地にリンクさせる。世帯登録（Ho Khau）は、政府内や国営企業で職を得る際にも不可欠である。緊急時ならベトナム国内の医療施設はどこでもアクセスできるが、公的施設では適切に登録されておらず、命に支障のない患者は追い返すことがある。学校へのアクセスは世帯登録（Ho Khau）で決定され、その学校の学区内に登録されていない児童には、運営料金が適用されることがある。少数民族のメンバーにとって、地方/地域センターでの振興関連の権利にアクセスする上で世帯登録（Ho Khau）は非常に重要である。これには追加的な言語研修や、雇用関連の研修が含まれる場合がある。

出生証明書と死亡証明書

5.25　出生証明書は、出生時の医師、又はその直後の申請により発行される。政府の登録簿と関連の世帯登録を更新する地域の行政官には出生の詳細も提供される。

5.26　死亡証明書は、村の人民委員会（People’s Committee)、又は捜査がある場合には警察により発行されることもある。死亡の場合、死亡者が居住していた村や、地方の中心都市、又は地区の人民委員会に、24 時間以内に報告することが求められる。

国民識別カード

5.27　14 歳以上のベトナム国民は世帯登録（Ho Khau）制度に加えて国民識別カードの書字を義務付けられている。新しい識別カードは 2016 年に提供され、カード所持者の民族などを記されるが宗教は記載されない。しかし多くの国民はまだ旧形式のカードを所持している。

5.28　国民識別カードと世帯登録（Ho Khau）制度は、単一の包括的な識別制度で置き換えられる可能性があるとの報道があり、その制度では全国民が出生時に識別番号を一つ提供される。15 歳になると、その番号とともにほかの個人情報（氏名、性別、生年月日、民族、居住地、カード所持者の親兄弟と子供など）が記載された国民識別カードが提供される。本稿執筆時点で、提案されている政策変更はまだ実施されていない。

旅券

5.29　旅券は、中央レベル（ハノイ）又は中央都市レベル（ハノイ、ダナン（Danang)、ホーチミン市）の治安省（Ministry of Public Security、MPS）出入国管理局（Immigration Control Department）への申請により入手できる。これら 3 市に居住していない場合には郵送でも申請できる。申請者は通常、世帯登録帳と他の形態の身分証明書（大半は識別カードか出生証明書)、申

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。

請用紙と最近撮影された旅券用写真 2 枚を提出する。MPS は申請者の居住する省当局と協議の上で申請書を審査する。公的に、このプロセスは中央レベルでは 5 営業日、中央都市レベルでは 8 営業日かかるとされる。旅券は 10 年間有効である。旅券に宗教に関する情報は記載されない。

不正の蔓延

5.30　ベトナムに文書不正は多いが、必ずしも犯罪や出入国要件を回避するためではない。申請者は管轄政府機関での腐敗や非効率を回避するために文書不正（又は不正文書の非公式な入手）のような手段に訴えるのである。文書は発行元に照会すれば確認が取れるのが通例だが、照会したために当事者が罰される可能性がある。

5.31　旅券不正では偽造文書を使って真正の旅券を入手することが多いため、ベトナムで最も発見しにくい文書不正のひとつである。不審な旅券が出入国局の捜査部門（Investigations Unit of the Immigration Department）に照会された場合、真正の旅券の文書証跡を追跡して不正発生を突き止めることが可能である。

5.32　豪州外務貿易省（DFAT）は豪州査証の不正が絡んだ詐欺を多数把握しているが、それらの詐欺での生成物は比較的に低品質なものだった。

日本語訳は，法務省入国管理局による仮訳である。